

## 第5回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年4月10日  
場所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	欠	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	欠	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時 00分  
閉 会 時 刻 午前 10時 15分

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>1 開会の辞<br/>事務局長(種村明広)</p> | <p>ただいまから第5回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>  |
| <p>2 会長挨拶<br/>会長(伊藤和雄)</p>   | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第5回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>  |
| <p>3 開会の宣言<br/>議長(伊藤和雄)</p>  | <p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第5回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>  |
| <p>4 議事日程<br/>(日程第1) 議長</p>  | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、11番議席中村正治委員と、12番議席近藤秀樹委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第2) 議長<br/>(日程第3)</p>  | <p>それでは、報告第5号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第6号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>   |

事務局	<p>日程第2 報告第5号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人1団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第3 報告第6号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、10件、12筆、面積14,661㎡であることを報告します。</p>
議長	<p>報告第5号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告第6号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4) 議長	<p>続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>日程第4 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、相対分が452件、723筆、総面積1,016,976.13㎡、中間管理機構分が310件、526筆、総面積711,938.75㎡となっています。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、貸貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。</p> <p>今回は、件数が多く議案書とは分けて別冊にさせていただきます。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>今回の利用権設定の中に、解除条件付貸貸借というのがあるが、それはどういう条件ですか。</p>
事務局	<p>基本的に借り手が法人の場合、契約が解除条件付貸貸借となります。法人は今の制度ですと、農地の貸借に制限がかかります。本来は法人の主たる収益が農業でないといけません。しかし基盤強化法の中では、その部分で当てはまらない法人でも契約が出来ますが、農地を適正に利用していない場合は、契約を解除できるという条件</p>

	<p>付きの貸借となります。</p> <p>議長 他には特に無いようですので、議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、5 名の委員の案件が含まれています。        ■■■■■ 委員、■■■■■ 委員、■■■■■ 委員、        ■■■■■ 委員、■■■■■ 委員に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、当該委員を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>採決に際しましては、当該委員を一括して除くと、過半数に達しません。</p> <p>■■■■■ 委員の案件 ■■■■■ 番、■■■■■ 番、        ■■■■■ 番について ■■■■■ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、■■■■■ 委員の案件 ■■■■■ 番、■■■■■ 番、        ■■■■■ 番、■■■■■ 番、■■■■■ 番、■■■■■ 番、■■■■■ 番について、        ■■■■■ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、■■■■■ 委員の案件 ■■■■■ 番、■■■■■ 番、        ■■■■■ 番、■■■■■ 番について、■■■■■ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、■■■■■ 委員の案件 ■■■■■ 番、■■■■■ 番、        ■■■■■ 番、■■■■■ 番について、■■■■■ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、[ ]委員の案件 [ ]番について、[ ]委員を除き採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 それでは、これまで議決いただいた以外の残り全ての案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5) 議長	<p>続きまして、議案第20号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の3条所有権移転の申請は、6件、11筆、面積6,962㎡です。 &lt;64番案件&gt;の申請地は、北勢町奥村地内の田です。 譲受人である北勢町奥村の [ ] が、北勢町奥村の [ ] が所有する議案書に記載の3筆、839㎡を売買により譲り受ける申請です。 &lt;65番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉新田地内の農用地の田です。 譲受人である員弁町大泉新田の [ ] が、員弁町大泉新田の [ ] が所有する議案書に記載の1筆1,371㎡、桑名市の [ ] が所有する議案書に記載の1筆564㎡、合計2筆の1,935㎡を</p>

売買により譲り受ける申請です。

<66 番案件>の申請地は、藤原町日内地内のともに農用地の田です。

譲受人である北勢町阿下喜の [ ] が、藤原町日内の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆 2,541 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。

<67 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。

登記地目は山林ですが、現況が農地となっておりますので、農地法対象となります。

譲受人である大安町宇賀の [ ] が大安町宇賀の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆 1,117 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。

<68 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。

譲受人である大安町石樽東の [ ] が大安町石樽東の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆 264 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。

<69 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑の 2 筆です。

1 筆は登記地目山林ですが、現況が畑のため農地法対象となります。

譲受人である員弁町北金井の [ ] が員弁町大泉新田の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆 266 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。

以上 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。  
何か質問はありますか。

議長 特に無いようですので、採決に入ります。  
議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

議長 全委員挙手であります。  
よって本申請につきましては、許可することといたします。

<p>(日程第6) (日程第7)</p>	<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第21号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第22号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第6 議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で182㎡です。</p> <p>&lt;78番案件&gt;は、員弁町上笠田地内の畑です。議案第22号使用貸借設定許可申請28番案件が関連しますので、併せてご説明いたします。</p> <p>農地区分は、いなべ警察署及び太田歯科医院が500m以内にあるため3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁町上笠田の[ ]が員弁町上笠田の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、182㎡を取得し、息子である桑名市の[ ]が使用貸借にて住居を建設するため、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲をブロック擁壁で施工し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既存道路側溝に放流します。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第7 議案第22号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、3件、6筆、933㎡です。</p> <p>&lt;26番案件&gt;は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、近藤歯科医院及び林医院が500m以内にあるため3種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である菰野町の[ ]が、北勢町阿下喜の[ ]が所有する議案書に記載の1筆380㎡を、個人</p>

	<p>住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、40 cm程度の盛土し、整地を行います。</p> <p>周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。</p> <p>雨水排水は、U字溝を敷設し、北側市道の既設側溝へ放流します。</p> <p>&lt;27番案件&gt;は、員弁町大泉新田地内の田です。農地区分は、員弁中学校及び太田医院が500 m以内にあるため3種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である四日市市の[ ]が、員弁町大泉新田の[ ]が所有する議案書に記載の4筆371㎡を、隣接宅地と一体利用し、全体面積574.82㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、整地のみを行います。周囲の既設の擁壁を利用し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。</p> <p>雨水排水は、宅内で集水し、既設側溝へ放流します。</p> <p>&lt;28番案件&gt;は、議案第21号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」78番案件にて説明しましたので省略いたします。</p> <p>以上5条所有権移転1件、5条使用貸借3件の計4件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、4月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第21号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」1件、議案第22号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>

(日程第 8)	議長	<p>特に無いようですので、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
	議長	<p>続いて、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	議長	<p>続きまして、議案第 23 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 8 議案第 23 号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 5 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 6 件、6 筆、1,806.30 ㎡です。</p> <p>&lt;57 番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町石樽東の [ ] で、昭和 48 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;58 番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町東村の [ ] で、約 45 年以上前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;59 番案件&gt;の申請地は、北勢町麓村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は麓村の [ ] で、昭和 50 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;60,61,62 番案件&gt;の申請地は、員弁町西方、大泉と東一色地内の台帳地目、田・畑の 3 筆です。</p>

	<p>場所が以前に大泉東駅があった周辺にあるため合わせて説明します。</p> <p>願出者は60番が員弁町大泉の■■■■、61番が員弁町大泉の■■■■、62番が兵庫県神戸市の■■■■で、昭和62年以前から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p>以上6件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>議長 他には特に無いようですので、議案第23号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>議長 多数挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>■■■■委員 電力会社の鉄塔工事に伴い、事業者が農地を一時借受ける場合、地権者への賃貸借の補償は発生するようですが、耕作者に対する耕作補償は発生しないのでしょうか。</p> <p>事務局 電力会社としては、社内規定により地権者と話を進めているものと思われま。耕作者に対する補償については、事業者と地権者、耕作者の間の問題であり、農業委員会が間に入ることはありません。</p> <p>あくまでも事業者に対する案件であって、不服であれば事業者を相手取って申し立てをするしかないのではないのでしょうか。</p> <p>議長 他に事務局から何かありますか。</p>
--	---

5 その他	議長	<p>次回は、5月2日午前9時から現地調査、10番議席岡田康平委員と2番伊藤幸子委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、5月10日です。場所は、シビックコア棟2階となります。よろしくお願いします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>それでは、これもちまして第5回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
【午前10時15分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---